

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正(案)について

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

平成 29 年 9 月 1 日(金)～同年 10 月 2 日(月)

浦安市市民経済部 住宅課

意見募集概要

件名

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（案）

概要

市では浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の見直しを行い、各種申請様式及び申請の際の添付資料等を改正します。このことについて、概要をお知らせするとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

資料

新旧対照表（案）

担当課

浦安市市民経済部 住宅課

募集期間

平成29年9月1日（金）～10月2日（月）

意見提出方法

1. 直接提出 住宅課（浦安市役所3階）
2. 郵便 〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
浦安市市民経済部住宅課
3. ファクス 047-351-8600
4. Eメール jyutaku@city.urayasu.lg.jp

※意見提出の際には、住所・氏名の記載が必要です。（匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。）

電子メールで意見を提出される場合、件名は『浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（案）』とし、本文に『氏名、住所、ご意見』の順に入力してください。

なお、提出された意見などに個別の回答は行いません。いただいたご意見とご意見を考慮した結果については、市のホームページなどで公表します。